

# 涌谷町新下町浦宅地分譲地の被災者向け分譲要綱

平成24年3月15日  
涌谷町要綱第9号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、災害等による被災者の生活再建の一助とするために、本町が所有する新下町浦分譲地を被災者に分譲する場合に関し必要な事項を定める。

## (分譲地及び価格)

第2条 町が分譲する宅地の所在地、区画、面積及び分譲価格は、次のとおりとする。

- (1) 所在地、区画及び面積 別表のとおり
- (2) 分譲価格 国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第7条第1項第1号イの基準地をいう。)の同政令第9条の規定による標準価格を基に、路線価格を考慮して、町長が別に定める額。

## (申込者の資格)

第3条 分譲の申し込みをすることができる者は、分譲地に自宅を建設し、自ら居住しようとする者で、次の第1号又は第2号のいずれかの条件を満たし、かつ、第3号の条件を満たす者とする。

- (1) 災害等により住宅が全壊、大規模半壊(半壊等により取り壊しをした者を含む)又はこれと同程度の被害を受けた者。
- (2) 福島第一原子力発電所の事故により計画的避難区域(緊急時避難準備区域、それに準ずる区域を含む。)になった区域に東日本大震災発生時に居住していた者。
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本項において同じ。)でない者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過している者。

## (分譲の条件)

第4条 分譲の申し込みをする者は次の各号の事項を厳守しなければならない。

- (1) 住宅用地として使用すること。
- (2) 住宅を3年以内に建築し、かつ入居すること。
- (3) 分譲を受けた宅地の転売又は貸付をしないこと。

## (申込者の募集)

第5条 分譲申込者の募集は町の広報によって行うほか、町長が適当と認める方法によって行うものとする。

## (申し込みの方法等)

第6条 分譲に係る申し込みの方法等は次の各号による。

- (1) 受付期間等 受付期間は随時(土、日、祝日、役場の閉庁日を除く。)までとする。
- (2) 申込方法及び申込場所 宅地分譲申込書に必要事項を記入の上、申込者の罹災証明書を添えて涌谷町長に申し込むものとする。
- (3) 分譲の決定 町長は宅地分譲申込書を提出した順(先着順)に受け付け、内容審査の上、分譲を決定したときは申込者(以下「譲受者」という。)に通知する。

## (契約の締結)

第7条 譲受者は町長が指定する期間内に土地売買契約を締結しなければならない。

## (代金の支払い)

第8条 譲受者は、売買代金を町長が指定する期間内に納付しなければならない。

(所有権の移転登記)

第9条 町長は、前条の規定による売買代金の受領を確認したときは、当該宅地の所有権移転登記を速やかにおこなうものとする。

(契約の解除)

第10条 町長は譲受者が次の各号に該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 町長が定める期日までに売買代金を納入しない場合。
- (2) 土地引き渡し後3年以内に、住宅建築工事に着手しない場合。
- (3) 契約締結の日の翌日から5年以内に、権利の設定又は所有権の移転をした場合。
- (4) 前号に定める期間が満了する日までに、分譲宅地を自ら居住するための住宅以外の用途に供した場合。
- (5) この要綱又は契約に違反した場合。

2 譲受者が土地の引き渡しを受ける前において、特別の事情により解約を申し出たときは、既に納付された売買代金を当該譲受者に返還するものとする。この場合において、当該返還金には利子を付さないものとする。

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年要綱第1号)

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

別表

新下町浦分譲地の所在地、面積及び分譲価格については以下のとおりとする。

区画番号	所在地	面積	分譲価格
2	涌谷町涌谷字新下町浦 106番地10	295.12m <sup>2</sup>	5,371,000円